

令和5年 8月 4日
女性活躍・県民協働課
担当: 諏訪
外線 076-223-9558

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

なお、これにより本県の認定団体数は、9団体となる。

1 認定団体の概要

- ・名称 特定非営利活動法人 こねこサポーター
- ・代表者 角谷 亜紀
- ・事務所 野々市市稲荷1丁目125番地
- ・目的 この法人は、動物の虐待や遺棄の防止、適正な取扱いや健康及び安全保持を念頭に、行き場を無くした猫の保護活動を事業とする。この活動を通して、学校・家庭・地域における保護活動の積極的参加を促し、一人ひとりが命を守る架け橋となる行動のきっかけになり、人と動物とが共生する心豊かな社会づくりに貢献することを目的とする。

2 認定の有効期間 令和5年8月4日 ～ 令和10年8月3日（5年間）

（参考）

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。